

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月11日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第78号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則（香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則の一部改正）

第1条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則（平成5年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（申請書の記載事項等） 第2条 略 2 略 （1） 略 ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第6項</u>において準用する同法第11条第3項又は同法<u>第45条第5項</u>において準用する同法第43条第2項の規定により確定申告書等に添付する特別償却に関する明細書の写し又はこれに類する書類 イ～エ 略 （2）～（5） 略	（申請書の記載事項等） 第2条 略 2 条例第4条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 （1） 条例第2条第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類（同項の規定の適用を受けた特別償却設備に係る所得に対する事業税について、その適用を受けた年度の翌年度又は翌々年度に同項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、ウ又はエに掲げる書類に限る。） ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第5項</u>において準用する同法第11条第3項又は同法<u>第45条第4項</u>において準用する同法第43条第2項の規定により確定申告書等に添付する特別償却に関する明細書の写し又はこれに類する書類 イ～エ 略 （2）～（5） 略

（香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則の一部改正）

第2条 香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則（令和3年香川県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（申請書の記載事項等） 第2条 略 2 略 （1） 略	（申請書の記載事項等） 第2条 略 2 条例第4条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 （1） 条例第2条第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては、次

ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第6項</u>において準用する同法第11条第3項又は同法<u>第45条第5項</u>において準用する同法第43条第2項の規定により確定申告書等に添付する特別償却に関する明細書の写し又はこれに類する書類 イ～エ 略 (2)～(4) 略	に掲げる書類（同項の規定の適用を受けた特別償却設備に係る所得に対する事業税について、その適用を受けた年度の翌年度又は翌々年度に同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、ウ又はエに掲げる書類に限る。） ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第5項</u>において準用する同法第11条第3項又は同法<u>第45条第4項</u>において準用する同法第43条第2項の規定により確定申告書等に添付する特別償却に関する明細書の写し又はこれに類する書類 イ～エ 略 (2)～(4) 略
--	--

附 則
この規則は、公布の日から施行する。